

平成23年度モニタリング評価実施による改善のための対応方針等

評価項目	評価基準	評価委員の指摘・助言	大阪府の対応方針
I 提案の履行状況に関する項目 (2) 平等な利用を図るための具体的手法・効果	1. 利用者の公平なサービス提供がなされているか、また対応は適切か 2. 高齢者、障がい者等に対する配慮は適切か	○ 平等利用を図るため、市町村広報、マスコミ媒体、チラシ配布に加え、テレビデータ放送や施設・イベント検索サイトへの登録など、新しい媒体を利用して意欲的に広報している。 ただし、アンケート調査結果の来園動機は広報によるものが少なく、一層の努力が求められる。	○ おおさかQネットの結果においても、豊能、三島、泉北、泉南地域での認知度が低い。これらの地域をターゲットにするなど、これまで広報に力を入れていなかった地域に重点を置いた広報の実施を指導する。
I 提案の履行状況に関する項目 (4) サービスの向上を図るための具体的手法・効果	1. 利用促進のための取組みは具体的かつ計画的に実施されているか 2. 利用者サービス向上のための取組みは適切に実施されているか	○ 自動販売機の破壊・盗難の多発の中、利用者のニーズに合わせ継続して設置していることは評価される。 ○ 自主事業として提案された「いこまいこいネット」の拡充や「自然プラス1」の魅力メニューの充実」は認められるが、「府民の森づくり隊(仮称)」の創設、移動式喫茶システム、木炭づくり・薪づくりビジネスはこれからの取組みとなっている。	○ 提案された内容のうち、未実施のものについては計画的な実施を働きかける。